

内閣府「障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業」について（さいたま市の事例）

★さいたま市の状況

○条例制定：あり

さいたま市ノーマライゼーション条例（平成 23 年 4 月）

○相談窓口

市内 10 区の区役所支援課や各区障害者生活支援センターを相談窓口・対応機関として条例で位置付け

○申し立てに対する対応

障害者の権利の擁護に関する委員会（「障害者権利擁護委員会」）を条例で設置するとともに、医師や弁護士などが専門的な見地から相談機関に助言等を行う「さいたま市高齢・障害者権利擁護センター」を整備し申し立てがあった場合に助言やあっせんを行う仕組みを構築

○課題

市民から収集した「障害者差別と思われる事例」の件数に対し、相談件数が年間数件と非常に少ないこと

★体制整備事業の実施

障害者権利擁護委員会の下に「障害者差別解消部会」を設置し、体制整備事業を実施することで障害者差別解消に関する課題や今後の取組等に関する検討を開始

○体制整備事業を経て整理された課題

- ・市民や企業等の障がいに対する理解不足や対応の経験不足が障がい者差別等の発生原因と考えられること
- ・障がい者からの相談が相談機関に結び付きにくい特徴があること
- ・差別を受けた障がい者への支援については地域のネットワークによる対応が必要

○今後の取組み

(1) 周知に関する取組み

- ①相談窓口や障がい者差別に当たる行為の周知
- ②障がい者への配慮の好事例の周知
- ③障がい者雇用などにおける企業等の対応の成功事例の周知

(2) 機関連携に関する取組み

- ・ネットワークの構築

所管外の事案の相談を受けた機関が適切な相談機関につなげるための仕組みや困難事案について各機関が連携して支援するための仕組みを検討し、地域において有効に機能するネットワークを構築する。